

電力広域的運営推進機関
将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る
企画運営業務委託
(2023 年度)
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2023 年 9 月

1 件名

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023 年度）

2 目的

3 に示す基本方針に従い将来の電力需給シナリオを検討する電力広域的推進機関（本機関）の「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を円滑に企画運営することを目的とする。

3 将来の電力需給シナリオ策定の基本方針

（1）シナリオの用途・目的

- ・10 年超先の電力需給のあり得るシナリオを国、本機関、事業者等の関係者間で共有し、国や本機関による長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、供給力の維持・開発を行う事業者が、計画的に電源開発を進める上での参考とすることを目的とする。
- ・なお、策定するシナリオは、一定の仮定を置いて導き出した基礎情報であり、政府の目標と直接関係するものではない。

（2）シナリオ検討の時間軸

- ・建設のリードタイムが10 年を超える電源も存在することや、シナリオの検討にあたっては、2050 年カーボンニュートラル等も考慮する必要があることから、例えば20 年程度先として2040 年、2050 年の2 時点を目途として検討を進める。

（3）シナリオ策定におけるエリアの考え方

- ・将来的にはエリア別のシナリオを策定することを念頭におきつつ、まずは、全国のシナリオを策定する。

（4）シナリオ策定の手法

- ・需要と供給力の双方において、足下の政策や状況からの連続性も踏まえて、フォワードルックで将来を想定しつつ、2050 年カーボンニュートラルが未達となるシナリオについては、バックキャストして未達のギャップの大きさや要因にも言及する。
- ・需要については、フォワードルックに基づいて積み上げを行う際に、後述の変動要因を勘案する。また、検討にあたっては、必要に応じてロードカーブについても考慮する。
- ・供給力については、エネルギー全体の脱炭素化（再エネの進展、化石燃料の扱い等）や2050 年カーボンニュートラルを考慮した複数のシナリオを検討し、カーボンニュートラル達成への課題を分析する。
- ・また、需要のシナリオと供給力のシナリオのギャップを認識し、当該ギャップを埋めるために、必要となる電源量等を提示する。

- ・需要と供給ともに複数のシナリオが想定されるが、要素同士の関連性を考慮するなど、実現可能性も踏まえて検討を行う。なお、本シナリオは例であり、他のシナリオを否定するものではない。
- ・シナリオ策定にあたっては、有識者や外部機関の知見など、多様な視点を取り入れながら検討を進める。

(5) 需要シナリオの策定の際に考慮する要素

- ・需要シナリオを検討する際は、以下のような変動要素を考慮する。

<例>

経済成長、国内人口、省エネの進展、電化の進展、産業構造（鉄・自動車・化学・データセンター・半導体等）の変化、自家発の動向 等

(6) シナリオ検討の留意点

- ・シナリオは、毎年度末に事業者から提出される供給計画や広域連系系統のマスタープランなどの計画等との整合を求めるものではない。

(7) 供給シナリオの粒度

- ・将来的には調整力に関する検討を行うことも念頭におきつつ、まずは、必要となる kW・kWh バランスを検討する。

(8) その他

- ・電力価格の動向（燃料価格含む）、燃料調達、将来政策の動向、必要な慣性力、電圧調整機能、系統制約の評価、レジリエンス、対象エリアの細分化など、今後課題になるテーマについては、将来の見通しを検討する中で、継続的に検討・整理することとする。
- ・シナリオの検討結果については、電力広域的運営推進機関のホームページに公表する。

4 業務委託内容

受託者は、本機関の「将来の電力需給シナリオに関する検討会」に係る以下の業務を実施するものとするが、シナリオ策定および検討会の具体的な進め方について提案するとともに、本提案のうち本契約満了日までの計画内容を適切に実施すること。

(1) 需要・供給力シナリオ検討に関する提案

上記基本方針を踏まえ、将来需要・供給力それぞれについてどのような想定を行うことが効率的なシナリオ検討に資するかを検討したうえで、計画を策定し提案すること。

また、受託者自らも将来の需要・供給力想定を実施し提案するとともに、多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社を複数社提案すること。

なお、実際の検討方法や技術検討会社については、受託者決定後、本機関と協議の上で決定すること。

(2) 検討会等の円滑な運営

検討会出席者との連絡・調整（事前ヒアリングの実施も含む。その場合にはヒアリングメモを速やかに本機関に送付すること）を実施する。委員等への謝金・交通費の支払いは本事業の費用から実施する。（交通費の支払いの委員対象となる委員は10名程度を想定。謝金単価は、本機関委員会規程等に準ずることとする。）

委員の選定については、エネ庁で開催された「将来の電力需給に関する在り方勉強会」を参考としつつ、提案すること。なお、検討会は、本契約満了日までに4回程度開催することとする。

また、検討会の前段階において検討会で取り扱うテーマについて技術的な検討・議論を行う作業会も開催することとし、作業会の進め方（メンバー・議題等）についても提案すること。その際に要する謝金・交通費等を適切に反映すること。なお、作業会は、本契約満了日までに4回程度開催することとする。

なお、会場は電力広域的運営推進機関の会議室を利用することとする。必要に応じて、飲料手配を実施すること。

(3) 検討会資料の作成、印刷、広域機関ホームページへの掲載手続き等

検討会等に関する全ての資料の取りまとめ等を実施すること。また、すべての検討会において、論点整理資料又は、本機関が説明する事務局資料の素案を作成すること。（平均して1回あたり30ページのパワーポイント資料を想定）

また、検討会資料などを広域機関ホームページに掲載するにあたり必要となる手続き（メタデータを削除したPDFファイルの作成や、本機関のHP掲載の為の申請書類の作成）を実施すること。

加えて、議事録については原則1か月以内に作成すること。

(4) 2040年・2050年概算バランス（kW、kWhバランス）の作成

検討会等の開催や情報収集・整理の結果、それが将来的な電力需給及びCO₂排出にどのような影響を及ぼすかについて、簡易的な概算バランスを作成し本機関に報告すること。

なお、本概算バランス作成のうえで、検討会等で議論されていない前提条件については、受託者決定後、本機関と協議のうえ決定すること。

(5) 海外調査

原則として文献調査により、少なくとも主要先進国3か国について、海外の取組について調査し、整理すること。

(6) 専門的知見を有する技術検討会社との調整

(1)において実際に技術検討を他社に依頼することとなった場合には、技術検討会社との調整（検討内容調整、契約手続きなど）を行う。

なお、その場合に要する技術検討費用の取り扱いについては、別途本機関と協議のうえ決定することとし、技術検討会社へ支払う費用は本契約に含めないものとする。

る。

(7) 報告書の作成

本業務の内容について、報告書を作成すること。本報告書は、本年度の成果を適切に記録し、来年度の事業者に適切に業務を引き継ぐ観点から作成すること。(ワード・パワーポイント問わず)

なお、本報告書は原則として公開とするが、非公開にすべき内容については、別冊に非公表の内容を含む報告書を作成し、納品すること。また、本業務にて納品される成果物の著作権は広域機関に帰属するものとする。

(8) その他、検討会等を円滑に運営するために効果的な企画内容の提案・実施

5 期間

業務の実施期間は、契約締結後、2024年3月21日(木)までを予定している。

6 業務体制

受託者は、本業務の目的等を理解したうえで、受託者にて最適な体制を構築すること。体制については、本業務の期間と規模、求められる専門性等を考慮し、提案書にて明らかにすること。

7 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 本委託業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。
- (2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託することとなる場合は、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用をしないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以上